

CU三多摩ニュース

No.54

2020.1.20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町1-40-12

北多摩西教育会館内

☎Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

2020年の飛躍を目指して

—「新春のつどい」に60人 —



2020年1月18日、CU三多摩は北多摩西教育会館で新春の集いを開きました。組合員、来賓合わせて60人が参加しました。

佐藤委員長は開会あいさつで、立憲民主の国會議員もCU東京を注目、CUが期待されているということ。一日も早く300人の組織を作る必要があると述べました。

多くの来賓のご挨拶も「個人加盟の組合が今こそ求められている。」「法律事務所へも労働問題の相談が増えている。」など、CUへの期待に満ちたものでした。また、前進座俳優の渡会元之さんが演舞を、三鷹の合唱団カッコーが美しい歌声で花を添えてくれました。

組合員で現在本訴を闘っている平中さんが、「団体交渉に応じない元雇い主を提訴したが、逆に1億円要求の反訴には驚いた。が、組合から大丈夫、そんなことにはならないと励まされ安堵した。最後まで戦い抜きたい。」と決意を述べ、参加者の大きな拍手



を浴びました。



「指導」を超える暴言は、パワハラ！

コンビニ店主と和解合意できた

Kさんはコンビニ店に10年近く（週4日）勤務していました。その間、長期に渡ってパワハラを受け続け、ストレス性の病気になりました。お父さんが東京土建の組合員で、土建組合を通じてCU三多摩に相談が寄せられました。



パワハラの中身は、他の従業員の前で厳しく叱責される、肩にパンチをされる、おしりを蹴られる、店長の発注ミスに対しAさんの言い分も聞こえず怒鳴りつける等、長年の積み重ねで耐えられなくなり、職場に行こうとすると気分が悪くなってしまうほど追い詰められていました。

組合は、2回の団体交渉を通じて「労働者に屈辱を与える、自尊心を傷つける暴言など業務上の注意、指導の範囲を超えて」「労働者の名誉やプライバシー、身体の安全などを損なう場合、上司や会社は法的責任を負うのは当然」で違法なパワハラだと主張しました。

この追及に対して事業主は「声は大きかったかもしれないが、きちんとしてもらうための指導だった。」「一切手を出したことはない。」などと言証。しかし、「事実として労働者は、職場に出られなくなってしまった。現在も通院状況にある点は認めるべきだ。」との組合の主張に、労働審判や本訴ではなく、長年勤めた労働者を考えて、団体交渉での早期解決を目指すことで双方一致し、粘り強く交渉した結果和解が成立。解決金が支払われました。

マッサージ店未払い賃金請求訴訟

傍聴席を埋めて被告を糾弾しよう

第二回公判 2月26日(水) 地裁立川支部

一昨年10月に相談が寄せられた、リラクゼーションズリゾート(代表黒田一幸)の賃金未払い問題は、CU三多摩としては2度目の訴訟となり

ました。

昨年2月に担当執行委員と被害者の平野信太郎さん・平中(たいなか)絵美さんが、経営者を訪ねて、経過説明を行い、支払い請求に関する団体交渉要求書を提出しました。その際、経営者黒田一幸氏は、言を左右にし、脅迫的暴言も放ち、あまつさえ110番通報で警官を呼び出し、“営業妨害”だと叫ぶ有様。

その後、度重なる交渉要求にも応じないため、白根心平弁護士を代理人として八王子簡易裁判所に提訴しましたが、経営者黒田氏は逆に「損害賠償一億円を払え」などと喚いて、簡裁では扱えない事件として地裁八王子支部での本訴となりました。

被告黒田氏は、訴状を受け取ってからも、適切な応答をせず、昨年12月11日に第一回公判に単身出席してきました。

CU三多摩ニュースNo.53号で報じられた通り、被告黒田氏から提出された文書は法的な形式が全く整っておらず、裁判長から「このままでは審理不能。弁護士を選任したほうが良い。学校ではあるまいし、裁判所がいちいちあれこれ教えることはしない。」と突き放されました。被告黒田は「スマホに証拠が残っている。店の品を盗み出した(原告は)泥棒だ。」などとブツブツ発言。裁判長に「だからそういう主張を法的文書に整えて提出せよと言っている。」と一蹴され、次回公判を決定し閉廷しました。

悪質ブラック企業を野放しにしないため

この案件に類似の出来事は、同事業所内では頻繁に起こっている模様で、悪質業者を根絶する意味でも、この裁判は重要です。

原告の一人、平中絵美さんは未だ二十代前半の若者です。あきらめようかと悩みながらも、



発言する平中さん

やはり許せないと平野信太郎さんと共に立ち上がりました。1月18日のCU三多摩の『新春のつどい』に出席した平中さんは、1億円払えと言われてドキドキ

したなど、この間のCUとの出会いや白根弁護士からの親切な指導や様々な心の揺らぎなどの経過を一生懸命に語り、満場の大きな激励の拍手に包まれ、にこやかな笑顔を見せてくれました。

次回公判2月26日(水)は、地裁立川支部1Fロビーに1時集合。多くの傍聴で、ブラック経営者黒田を包囲、糾弾しましょう!!

シンポジウム 「障がい者権利条約と障がい者が働くこと」

—CU多摩・稻城分会主催—

日時 2月8日(土)午後6時30分

会場 ベルブ永山(京王・小田急線永山駅下車) ぜひご参加ください。

ハラスメントを許さないために!

今、組合にはパワハラ、セクハラなどのハラスメントについての相談が多くなっています。職場のパワハラ6類型として①身体的な攻撃(暴行・傷害)②精神的な攻撃(名誉棄損・侮辱・暴言)③人間関係からの切り離し(仲間外し・無視)④過大な要求⑤過小な要求⑥個人の侵害(私的なことに過度に立ち入る)などがあります。

パワハラを受けたら、具体的にリアルに分かる様に、録音や詳細なメモを取っておきましょう。メモは自分の気持ちではなく、言われた言葉を出来る限り正確に。ラインで職場の仲間に知らせておくことも有効です。職場の仲間の証言も含め、具体的な事実に基づく記録を活用して、団体交渉で追及することが解決の早道です。

CU三多摩協議会活動日誌

- | | |
|-------|----------------------|
| 12/11 | マッサージ店裁判傍聴 |
| 12/22 | 清瀬東久留米分会労働相談 |
| 12/27 | 東大和市駅頭宣伝
多摩稲城分会宣伝 |
| 1/28 | 玉川上水駅頭宣伝 |